報告第17号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の 増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和元年9月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の 増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

1 件名及び契約名 平成30年第1回杉並区議会定例会において議案第19号 により議決を得た「杉並区立成田西子供園移転改築及び併 設仮称就学前教育支援センター建設建築工事」

2 金額の変更議決を得た契約金額金950,400,000円変更後の契約金額金965,984,400円契約金額の増額金15,584,400円

3 変 更 理 由 本工事は、発生土の含水量に応じた搬出先の変更、及び近隣住民に配慮した一部外構の仕様変更を行ったほか、現場精査の結果により施工数量等に増減が生じたため。

4 専決処分年月日 令和元年8月23日